

ポイント解説付き

自治基本条例 Q & A



御船町PRキャラクター
ふねまる

問 総務課秘書係 ☎ 282-1392

背景

Q まちづくりのルール
なぜ必要なのですか？

A 社会環境が変化しています

近年、少子高齢化や人口減少、住民ニーズの多様化など、社会環境が大きく変わってきました。これまでのように、行政（町長、町職員）が対応するサービスだけでは難しい時代となりました。これからは、住民と議会、行政が協力して、「自らのまちは自らでつくる」という意識が大切といえます。

POINT



住民と議会、行政が力を合わせて、まちづくりと一緒に進めていくことが大切まる。

A 地方分権が進んでいます

平成12年に国の法律が変わって、国に集中していた権利やお金を県や市町村に移しました。これからは、住民に身近な県や市町村が自らの選択と責任で物事を決めていかなければなりません。これが地方分権です。まちの特色を生かしたまちづくりを進めることが大切になります。

条例

Q 自治基本条例
って、なんですか？

A まちづくりのルールです

まちづくりの基本となる考え方や、住民、議会（議員）、行政（町長、町職員）それぞれの役割、町民参加の仕組みなどをルールにまとめたものです。まちのことをみんなで考えて、まちづくりや地域コミュニティの活動に参加していけるような環境を条例でつくっていきます。

必要性

Q 自治基本条例
って、必要なんですか？

A 基本的ルールは必要です

地方分権が進んで、国、県、市町村は対等な関係となり、御船町の役割と責任が大きくなりました。その一方で、少子高齢化や人口減少、住民ニーズの多様化など、社会環境も大きく変わってきました。そこで、町政運営の基本的ルールを決めることが必要になっています。

効果

Q 自治基本条例
で、なにか変わりますか？

A すぐには変わりません

条例で、皆さんの暮らしが急に変わるものではありません。しかし、住民と行政が協力することで、暮らしやすいまちの実現に近づいていきます。町政の情報共有や参加、協働のルールを決めることで、豊かな地域社会を目指す「まちづくり」や「地域コミュニティ」がスタートします。

制定数

Q 全国で
どれくらい条例があるの？

A 300以上の自治体が制定

全国で、300以上の地方自治体（県や市町村）が、自治基本条例をつくっています。市町村の数は、全国で約1,700ありますので、6分の1が条例をつくっていることになります。ちなみに熊本県内では、熊本市、合志市、大津町の3市町が条例をつくって運用しています。

スケジュール

Q 条例づくり
の手順は、どうなるの？

A 意見の整理から順次着手

これからの予定は、▼意見交換やアンケート結果の整理▼条例に盛り込む内容の検討▼条例素案づくり▼逐条解説づくり（条例取扱説明書）▼条例素案のパブリックコメント（公表と意見収集）▼条例案の策定▼町長への報告を進めながら、条例の制定を目指していきます。

素案検討委員会

Q 素案検討委員会は、平成26年度上半期にどんな活動をしていますか？



体制強化

町職員に兼務辞令を交付

4月1日付けで町職員10人に、総務課秘書係自治基本条例策定事務の兼務辞令を交付。町民10人の素案検討委員に加わって、条例づくりへの体制強化を図りました。



議会と意見交換

条例イメージや期待を確認

町議会と素案検討委員会が初の意見交換会を開催。委員会から条例制定の目的や取り組みを説明後、議員に条例のイメージや期待などについて意見を交わしました。

A 意見交換や説明、アンケート調査を中心に活動しています



説明とアンケート

委員が団体会合に出張説明

保健や福祉、消防、農業など8団体の会合に素案検討委員が出向いて、条例の説明とアンケートを行いました。アンケート結果は条例づくりの基礎資料に役立てます。



住民と意見交換

まちづくりの方向性を探る

住民を対象とした「まちづくりカフェ」を街なかギャラリーで開催。町民の検討委員が「にわか劇」を演じて条例の説明や、ワークショップ方式で意見交換を行っています。

POINT

●意見の整理
意見交換やアンケート結果を整理して、条例に何を盛り込むのかを検討するまる。



POINT

●逐条解説
条例をみんなに分かりやすく伝えるための取扱説明書をつくるまる。



POINT

●パブリックコメント
条例素案ができたら住民の皆さんに公表して、広く意見を聞いていくまる。

